

プライバシーマーク使用規約



一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成 22 年 10 月 15 日	「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の全面改正に伴い、改定第 1 版とする。	平成 23 年 3 月 1 日
1.1	平成 23 年 4 月 1 日	組織名変更を反映	平成 23 年 4 月 1 日
1.2	平成 24 年 10 月 1 日	「プライバシーマークの表示条件」を「プライバシーマーク使用規約」に追加する。	平成 24 年 10 月 1 日
1.3	平成 28 年 10 月 14 日	「プライバシーマークの表示条件」に記載されている、プライバシーマーク制度のトップページ URL を変更する。	平成 28 年 10 月 14 日
1.4	2019 年 6 月 27 日	産業標準化法 (JIS 法) 改正に伴い、用語を修正する。	2019 年 7 月 1 日

プライバシーマーク使用規約

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 プライバシーマークの使用（第3条～第7条）
- 第3章 権利の保全（第8条～第10条）
- 第4章 改正（第11条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 プライバシーマーク付与機関（以下「付与機関」という。）からプライバシーマーク付与を受けた者（以下「付与事業者」という。）が、「プライバシーマーク付与に関する規約」第4条第3項に基づきプライバシーマークを使用する場合の表示及び使用条件等については、この規約に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規約において使用する主な用語及び定義は、次による。

- 一 登録番号 付与機関がプライバシーマーク付与に当たって付与事業者が付する番号をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規約で使用する用語は、「プライバシーマーク制度基本綱領」及び日本産業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」において使用する用語の例による。

第2章 プライバシーマークの使用

（使用できる範囲）

- 第3条 付与事業者は、プライバシーマーク付与の範囲を超えてプライバシーマークを使用してはならない。
- 2 付与事業者は、プライバシーマークを、名刺、ホームページ、宣伝・広告用資料、封筒、便箋その他これに類するものに使用することができる。
 - 3 付与事業者は、設備、施設又は製品（サービスを含む。）そのものがプライバシーマーク付与を受けているとの誤認を招くような方法で、プライバシーマークを使用してはならない。

（使用条件）

第4条 付与事業者は、プライバシーマークの使用権について、貸与、再許諾、交換、譲渡、質入その他一切の第三者への提供を行ってはならない。

（有効期間）

第5条 付与事業者は、プライバシーマークを、プライバシーマーク付与契約（以下「付与契約」という。）で定める有効期間内においてのみ使用することができる。

(表示)

第6条 付与事業者は、プライバシーマークを、別紙1の規定に従って、表示しなければならない。

(返還及び廃棄)

第7条 付与事業者でなくなった者は、ただちにプライバシーマークの使用を中止し、付与機関から受領したプライバシーマークのロゴデータその他一切の資料（バックアップのための複製を含む。）を、速やかに付与機関に返還し、又は付与機関の指示に従って廃棄しなければならない。付与機関は、廃棄を指示したときは、廃棄した旨の証明書の提出を求めることができる。

第3章 権利の保全

(協力)

第8条 付与事業者は、付与機関がプライバシーマークに係る権利の保全を行う場合は、誠意をもってこれに協力しなければならない。

2 付与事業者は、第三者がプライバシーマークに係る権利を侵害していることを発見した場合、速やかに付与機関に連絡するものとする。

(第三者との紛争の解決)

第9条 付与事業者がこの規約に反してプライバシーマークを使用したことにより、付与機関が第三者から損害賠償その他の請求を受けた場合、付与事業者は、自己の費用と責任においてこれを解決し、付与機関に何らの負担もかけないものとする。

(違反に対する措置)

第10条 付与機関は、この規約に違反した付与事業者に対し、是正措置の要求、プライバシーマークの使用停止、付与契約の解除、違反事実の公表又は法的措置等を講じることができる。

第4章 改正

(改正手続)

第11条 この規約の改正は、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て付与機関が行う。

様式 1



様式 2



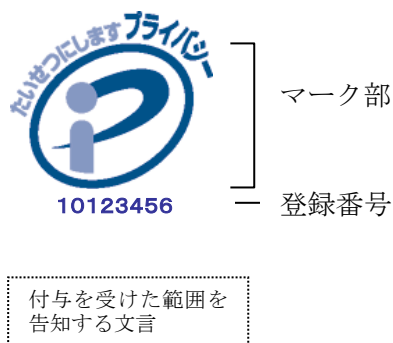
別紙 1

1. プライバシーマーク（様式1）の表示

- (1) プライバシーマークは、付与機関が付与事業者に交付する「プライバシーマークの表示条件」（以下「表示条件」という。）によること。又、電子的データの場合は、甲が乙に交付したものであること。
- (2) プライバシーマークは、下記に示すように、登録番号を付して表示すること。ただし、プライバシーマーク付与を受けた回数を示す番号（括弧で表示する数字）の表示は、付与事業者の任意とする。



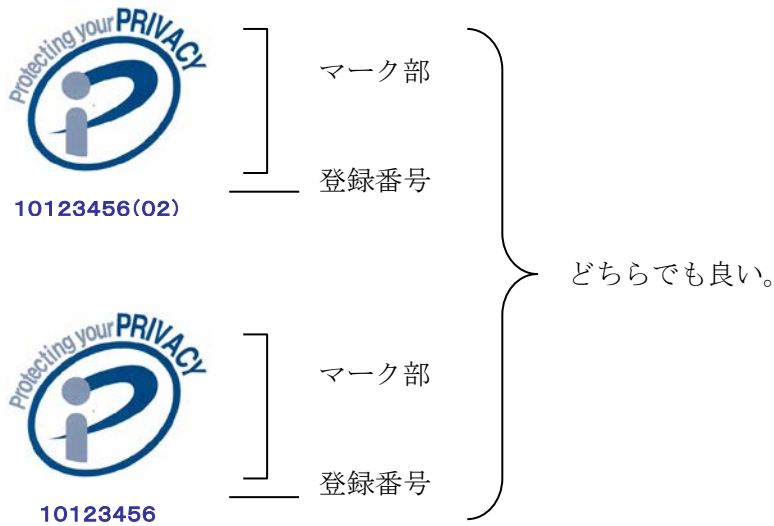
- (3) 登録番号は、表示条件によること。
- (4) プライバシーマーク付与が、乙の事業または事業所の一部について行われた場合は、下記に示すように付与の範囲を告知する文言を付してプライバシーマークを表示すること。



- (5) プライバシーマーク指定審査機関及びプライバシーマーク指定研修機関へのプライバシーマーク使用許諾についても、上記（1）～（3）を準用する。

2. プライバシーマーク（様式2）の表示

- (1) プライバシーマークは、表示条件によること。又、電子的データの場合は、甲が乙に交付したものによること。
- (2) プライバシーマークは、下記に示すように、登録番号を付して表示すること。ただし、プライバシーマーク付与の回数を示す番号（括弧で表示する数字）の表示は、付与事業者の任意とする。



- (3) 登録番号は、表示条件によること。
- (4) プライバシーマークをウェブサイト又はパンフレット等の印刷物に表示する場合は、当該商標に隣接して、次に示す事項を記載しなければならない。
- 個人情報の取扱いについて、事業者はどこの国又は地域の法の適用を受けるか
 - 個人情報の取扱いに関する法令は国又は地域によって異なるため、法の適用が優先される場合は、プライバシーマーク付与を受けている事業者の間でも個人情報保護の水準は必ずしも一律とはならない旨



10123456

- (4) a) の事項を記述した文言
- (4) b) の事項を記述した文言

隣接する場所で
あればよい。

- (5) プライバシーマーク付与が、乙の事業または事業所の一部について行われた場合は、下記に示すように付与の範囲を告知する文言を付してプライバシーマークを表示すること。



10123456

付与を受けた範囲を
告知する文言

(4) a) の事項を記述した文言
(4) b) の事項を記述した文言

} 隣接する場所で
あればよい。

プライバシーマークの表示条件

プライバシーマークは、下記に示すように、登録番号を付して表示すること。



禁止事項

- ・付与機関が提供したデータをそのまま使用し、加工してはならない。
- ・書体と縦横の比率を変えてはならない。
- ・字詰めを変えてはならない。
- ・色分けアミ指定に従い、変更してはならない。
- ・プライバシーマーク登録番号が目視できなければならぬ。

1. プライバシーマーク表示方法

(1) 背景色との関係

① 背景色が薄い色の場合

楕円を白マドで使用してはならない

プライバシーマークの周りを線で囲ってはならない



② 背景色がスミや濃い色の場合

楕円を白マドで使用してはならない

白抜きで使用してはならない

プライバシーマークの周りを線で囲ってはならない



③ 背景が地紋や写真の場合

原則使用してはいけない。ただし、ほとんど薄い色アミと見なされるような地紋や写真の時のみ、可とする。

(2) 枠との関係

「枠」とは色の境界線で表わされるものを指し、前項 (1) ①及び②の「線」とは異なる。

比率の基準

④を4として、プライバシーマーク周辺の間隔を1とし、4:1の比率で間隔をあけること。

① プライバシーマークの周りに色の境界線で枠を設け、窓のように使用する場合



② プライバシーマークの周りに色の境界線で丸い枠を設け、丸窓のように使用する場合



(3) ウェブサイトでの表示

ウェブサイトにプライバシーマークを表示する場合、付与機関が運営するプライバシーマーク制度のトップページ (<https://privacymark.jp/>) にリンクさせること、もしくは付与機関が提供する方法によること。

2. プライバシーマークの色分けアミ指定

カラー刷りの場合（プロセスカラー）



単色刷りの場合（スミのみ）



一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル内

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>